

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則（以下「基本規則」という。）第30条第2項の規定に基づき、愛媛大学未来価値創造機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、大学が社会における「知」を扱う組織であることを鑑み、中期的未来における「新たな価値」を社会に先行して議論、創造し、その価値観を社会に発出することを第一義的目的とする。併せて、本学の社会的役割を果たすため、国、自治体、経済界、地域などの動向に基づき、本学の戦略的運営に資する構想を検討することも目的とする。

(業務)

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、必要となる次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 中期的未来における「新たな価値」の議論、創造に関すること。
- (2) 「新たな価値観」の社会への発出に関すること。
- (3) 本学の戦略的運営に資する構想に関すること。
- (4) 国立大学法人愛媛大学総合戦略府（以下「総合戦略府」という。）から検討を要望された事項に関すること。
- (5) その他学長が必要と認める事項に関すること。

2 機構は、必要に応じて、総合戦略府に提言を行うことができる。

(組織)

第4条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 職員（未来価値創造担当）

2 機構に、前項のほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 専任教員
- (2) 兼任教員
- (3) その他必要な職員

(職務)

第5条 機構長は、機構の業務を総括する。

2 副機構長は、機構長の職務を補佐し、機構長が指示する機構の重要な業務を処理する。

3 専任教員は、機構長が指示する機構の業務を処理する。

4 兼任教員は、機構の業務に参画する。

5 職員（未来価値創造担当）及びその他必要な職員は、機構の業務に従事する。

(機構長等)

第6条 機構長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 副機構長は、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

3 専任教員は、次条に規定する未来価値創造戦略会議が推薦し、国立大学法人愛媛大学人事委員会の議を経て、学長が選考する。

4 兼任教員は、本学の専任教員及び特定職員である教員のうちから、機構長が当該教員の所属する部局等の長の同意を得て推薦し、学長が任命する。

5 職員（未来価値創造担当）は、次の各号に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 総務部学長室の室長、副室長及びチームリーダー
- (2) 総務部評価IR課の課長、副課長及びチームリーダー

6 副機構長及び兼任教員の任期は、機構長の任期の末日を超えることはできないものとする。ただし、再任は妨げない。

(未来価値創造戦略会議)

第7条 機構に、中期的未来における「新たな価値」を創造するために、総合的かつ俯瞰的視点から

本学の経営戦略を策定するとともに、機構の管理及び運営に関する重要事項を審議するため、愛媛大学未来価値創造機構未来価値創造戦略会議（以下「未来価値創造戦略会議」という。）を置く。

2 未来価値創造戦略会議に関し必要な事項は、別に定める。

（IR室）

第8条 機構に、機構の業務を円滑に進めるとともにその有効性を高めるため、愛媛大学未来価値創造機構IR室（以下「IR室」という。）を置く。

2 IR室に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

（事務）

第9条 機構に関する事務は、総務部学長室及び総務部評価IR課において処理する。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。